
平成26年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成26年6月11日 (水曜日)

議事日程 (1)

平成26年6月11日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第38号 芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第39号 芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第40号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について

第8 議案第41号 町道の路線認定について

第9 議案第42号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第10 議案第43号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第1号)

第11 承認第1号 専決処分事項の承認について

第12 承認第2号 専決処分事項の承認について

第13 報告第3号 専決処分事項の承認について

第14 報告第1号 平成25年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第15 報告第2号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第16 報告第3号 専決処分事項の報告について

第17 発議第2号 福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学校3年生までの拡充を求める意見書について

第18 請願第1号 住民説明会の開催を求める請願書について

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男

5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 8名

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成26年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。
総務課長。

○総務課長 小野 義之君

事前配付しておりました、議案書におきまして議事日程の議案名が2カ所、また専決処分書で1カ所の記載誤りがございました。差しかえ等でご迷惑おかけしましたこと、お詫び申し上げます。今後このようなことがないようにいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長 横尾 武志君

次に4月1日付で課長の異動がっておりますので、副町長から報告していただきます。
副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

おはようございます。3月の議会以降で人事に関する管理職の異動等がっておりますので、説明をさせていただくとともに紹介をさせていただきます。

まず、健康こども課に新たに配置いたしました、木本課長でございます。

○健康・こども課長 木本 拓也君

4月1日付で、健康・こども課長に就任いたしました木本拓也と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、競艇事業局で若干の異動がおります。管理課長に就任いたしました、藤崎課長でございます。

○管理課長 藤崎 隆好君

今年度より管理課長として、場外発売場の関係と、企画宣伝のほうを担当するようになりました。よろしくお願いたします。

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、事業課長ということで、濱村課長でございます。

○事業課長 濱村 昭敏君

事業課長の濱村でございます。よろしくお願いたします。

○副町長 鶴原 洋一君

以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わります。それでは直ちに会議を始めます。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月11日から6月20日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、3番、刀根議員と10番、川上議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

日程第3. 諸般の報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付していますように、先般の第1回定例会最終日に設置されました「一般質問における発言内容の調査特別委員会」から調査報告が行われました。

報告内容は、平成26年第1回定例会における妹川議員の一般質問の中で、事実と異なる3点の発言内容について真偽確認調査を行った結果、事実誤認の発言であると判断しましたので、議長において、会議録から当該発言部分の取り消し等の措置を取るよう、意見が付された調査報告がなされました。

よって、地方自治法第129条の規定により、議長において、当該発言部分を不穏当な発言として会議録から取り消しの措置を行ったことを報告いたします。

なお、この件に関しまして妹川議員には、公式の場において謝罪を望むと伝えていましたが、妹川議員からの謝罪は行われなことをあわせて報告をいたします。

日程第4. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。平成26年芦屋町議会第2回定例会の議案上程前に、平成26年芦屋町議会第1回定例会以降における、行政執行について主なものを報告させていただきます。

1点目は、災害ボランティアセンターの設置に関する協定についてです。

3月28日、芦屋町と芦屋町社会福祉協議会で、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書の締結を行いました。これは、災害が発生した場合、被災地では、災害救援ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。災害ボランティアセンターは、被災地の支援、ニーズの把握を行い、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整など、ボランティア活動を円滑にすすめていきます。

大規模災害時には、行政だけでは対応に限界があります。この協定によりまして、災害時の応急対応の幅が広がり、被災者に対する支援体制の充実がはかられたものです。

2点目は、精神障害者地域活動支援センターの新築移転についてです。

社会福祉法人はまゆう福祉会に委託しています、精神障害者を対象とした地域活動支援センターが水巻町吉田地区に完成し、4月1日から供用開始とされています。この移転に伴う新築費用につきましては、市町村が実施主体とされていることから、遠賀郡四町で補助することに決定し、本町では昨年12月議会において予算を可決していただいております。今後とも、精神障害者の地域活動の継続的な支援を行ってまいります。

3点目は、火葬施設「天生園」の新施設の完成についてです。

昭和48年4月に供用開始されました遠賀・中間地域広域行政事務組合の天生園は、施設の老朽化や将来の火葬需要に対応するため、平成23年度から工事に着工し、4月1日から新しい火葬施設として供用を開始いたしました。新しい天生園は、利用者に配慮した多目的トイレや待合室などバリアフリー対策を施しています。なお、26年中に旧火葬施設を解体し、駐車場などの外構工事により全施設が完成いたします。

4点目は、ギラヴァンツとのフレンドリータウン協定についてです。

芦屋町、遠賀町、岡垣町、中間市は、4月13日、プロサッカーチーム、ギラヴァンツ北九州とフレンドリータウン協定書の締結を行いました。フレンドリータウン協定とは、芦屋町とギラヴァンツ北九州が連携し、スポーツの振興や地域の活性化、福祉の増進などに寄与し、相互のメ

リットを効果的に生かしていこうとするものです。今後は、ギラヴァンツ北九州の試合への招待やプロ選手を招聘したスポーツ教室、イベントの協力など、さまざまな分野で連携していく予定です。

5点目は、茶道表千家お家元の芦屋釜の里、来園についてです。

4月18日、芦屋釜の里に表千家の千宗左お家元以下、而妙会のご一行約百人が来園され、芦屋釜の里製作の釜を鑑賞され、工房で茶の湯釜の鑄込みを見学されました。今回ご来園の而妙会とは、当代の家元を支える組織で、高名な茶人や財界人などで構成されています。お家元をはじめとする皆さんに、芦屋町の取り組みを知っていただいたことは、茶道の施設にとって非常に特別なことであり、芦屋釜の里にとって記念すべき一日となりました。

また、この際に、表千家お家元に直接、芦屋釜の寄贈についてお話しさせていただき、現在、寄贈の方法などの調整を行っているところであります。

6点目は、メガソーラー公募要領の公表についてです。

大君ごみ焼却場跡地にメガソーラー設備を設置し、大規模な太陽光発電事業を行う事業者を公募するために、「芦屋町メガソーラー事業 企画提案募集要領」を4月23日、公表いたしました。これは、大君ごみ処理場跡地の有効活用を図ることを目的に、町が土地を貸し出し、事業者が発電事業を行うもので、企画提案書の受け付けは6月12日から7月9日までとしています。

7点目は、地域振興券の増額発行についてです。

当初予算では、総額8,000万円の地域振興券のプレミアム10%のうち、町で5%分の400万円を補助することとしていましたが、4月から6月に、地域振興券を年間総額の2分の1以上発行を行えば、福岡県のプレミアムの一部助成率が3%から7%にアップされることとなりました。これは、消費税引き上げに伴い、消費の落ち込みを緩和し、商店街をはじめ地域経済の活性化をはかるためのものです。

このため、町の補助額を増額しなくても、総額1億円の地域振興券を発行することが可能となり、商工会との協議の結果、5月25日に、にこにこ商品券2,200万円、6月29日に高額商品券4,400万円、残りの3,400万円を秋以降に発行するようにしています。

8点目は、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてです。

芦屋町新型インフルエンザ等対策行動計画の素案は、パブリックコメントを実施した結果、意見などはありませんでしたので、5月28日に計画として決定いたしました。議員各位には、この計画書を報告するとともに、今後、新型インフルエンザや新感染症が万一発生した場合、国や福岡県と連携し、感染拡大をできる限り抑制し、町民の生活に及ぼす影響を最小限にとどめられるよう行動計画を実行してまいります。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第5、議案第38号から日程第18、請願第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたい、町長に提案理由の説明を求めたいのち、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わります。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、早速本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号の芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号の芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各施設における指定管理者の選定にあたって年々専門性が求められてきております。そのため、選定委員会の委員構成について、各施設毎に専門性のある有識者で構成することで、多様化する住民ニーズへの対応や複雑化する管理運営の内容など、よりの確な選定を行う目的で、選定委員の構成や任命期間を見直すものでございます。

議案第40号の芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、過疎対策事業債を有効に活用するため、今後計画している大型事業のうち町立芦屋中央病院の移転建てかえ事業や、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の改修事業、定住促進策推進のためのソフト事業を計画に反映させる必要があります。

このため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、計画の一部を変更するものでございます。

議案第41号の町道の路線認定につきましては、福岡県との道路移管協定の締結に伴い、平成26年度に移管予定の国道495号の一部路線について、町道認定するものでございます。

議案第42号の平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,600万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金や農村整備総合事業補助金などを措置したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、狩尾池改修工事や芦屋東小学校防災設備改修工事、アクアシアニイベント広場フェンス移設工事を計上したほか、地域福祉人材養成事業実施委託や各小・中学校監視カメラ設置工事設計委託、江川台区へのコミュニティ助成事業助成金などを措置しております。

議案第43号の平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けたシステム機器の備品購入費として、資本的支出における建設改良費、993万5,000円を増額するものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を行ったものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、滞納給食費の支払いを求める支払督促の申立てを行い、督促異議申立てが行われたことにより、訴訟手続きに移行したものであります。なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合は、裁判所又は被告の要望又は申し入れに基づき、和解するものとしております。このため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による訴えの提起及び和解に関し、同法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成25年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、山鹿小学校トイレ改修工事や橋梁長寿命化工事のほか、下水道事業会計補助金、子ども・子育て支援新制度電子システム整備業務委託などについて、繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第2号の平成25年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、建設改良費に係る西浜町ポンプ場他機械・電気設備建設工事委託において、年度内に完了することが困難となったため、繰越額を報告するものでございます。

報告第3号の専決処分事項の報告につきましては、芦屋中央病院において、平成26年2月に

発生した義歯紛失事故に対する損害賠償を行いましたので、報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明をおわります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に発議第2号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。

意見書を読み上げまして、説明とさせていただきます。

福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学校3年生までの拡充を求める意見書。深刻な少子化の中、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推進することは、福岡県民の強い願いです。子育てにかかる経済的な負担は大きく、とりわけ、子どもの医療費は重い負担となっており、支援の強化が求められています。

現在福岡県では、疾病の早期発見と治療を促進し、それによって乳幼児の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的として、乳幼児医療費支給制度を設け、小学校に就学する前までの乳幼児に係る医療費の一部を助成していますが、3歳以上は入院で日額500円（月7日上限）、入院以外で月額600円の本人負担額が設定されています。

この制度は平成20年10月に3歳から就学前までに改善され、これを期に県下の各市町村は競うようにして県の制度に独自の上乗せを行なってきました。今では54の自治体は何らかの措置を行い、女性の対象年齢を18歳までとしている自治体もあり、市町村間で大きな格差が生じています。

これは、福岡県の現在の乳幼児医療費支給制度が十分ではないため、福岡県内の各自治体が福岡県の助成に上乗せした独自の助成を行なっていることによるものです。

乳幼児医療費支給制度は全国全ての都道府県で実施されていますが、福岡県の制度より充実している都道府県が今や約半数にのぼっています。また、中学3年生までを対象にしている自治体は通院で752、入院で1,004（平成24年4月1日現在）にのぼっています。

自治体の財政状況等で格差を生じさせることなく、子どもたちはどこに住んでいても等しく医療を受けられなくてはなりません。

よって芦屋町議会では、福岡県が子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費の負担を軽減するために、乳幼児医療費支給制度を中学校3年生まで拡充されるよう強く要請します。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に9番、今井議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

おはようございます。今回、住民説明会の開催を求める請願が出され、私、今井と同じく刀根議員が紹介議員となって、この請願をご検討くださるようお願い申し上げます。これより、請願の趣旨と請願の項目、既に配付されている資料を読み上げていきます。

請願の趣旨、平成23年9月議会において議会改革特別委員会が設置され、2年半後の本年3月議会で審議を終えたとして議会改革報告書が提出されました。しかし、5月15日発行の議会だよりには、町民に関係するものとしてわずか1ページ掲載したのみです。これでは芦屋町議会がどう変わるのか全く見えません。特に、町民が関心を持っている3点、議会報告会、休日・夜間議会、議員報酬・費用弁償については結論が出なかったとして、今後の検討課題になっています。この検討課題の結論は議員の今任期中に出されるのか不明です。

議会としては住民の負託を受けた者として、その透明化と説明責任を町民に果たす責任があります。議会改革とは議会運営と議員活動の全面的な公開であり、現在までの審議経過と今後の課題について、みずから直接住民に説明を行うことが議会人の使命です。

以上が「みんなで変えよう芦屋の会」からの趣旨でございます。それでは今回の請願の趣旨に基づきまして、請願項目は今から読み上げます3点でございます。1、住民説明会を開催すること。2、住民説明会で住民に分かりやすく改革経緯を説明すること。最後に、住民説明会で住民の意見を十分に聞き、町民の負託にこたえる議会改革を今後も進めること。この3点が請願項目ですので、付託されました委員会におきまして、十分に審議されることをお願いしまして、私の趣旨説明といたします。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の趣旨説明は終わりました。

只今から質疑を行います。

まず、日程第5、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第39号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回、指定管理者委員会設置の条例が改正されております。それで、改正内容を見ますと、改正前の第1号、副町長、財政課長及び当該公の施設を管理する担当課長という項目が今回削除されておりますけども、この削除された理由をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、内海議員がおっしゃいましたように、副町長、財政課長及び当該公の施設を管理する担当課長、それと第2号ということで、専門的知識を有する者ということの2点がございました。この第2号の専門的知識を有する者はそのまま残し、その他町長が認める者ということを新たに加えました。これは先ほどの町長の提案理由の中でもございましたが、年々専門性が求められております。そして、よりの確な選定が求められているということで、行政職員を除き、外部委員で行うことに変更したものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、企画政策課長からありました専門知識を有する者、第2号ですね。この中には、弁護士、公認会計士、学識経験者、それからNPO法人、専門家、税理士等となっております。今回、町長の提案説明の中では、専門性を有する者をよりの確に任用しようと、委員として設置しようという話ですけども、当然これが、2号が1号に変わるわけですから、当然専門性は残るわけですよ。新たにその他町長が必要と認めるものという項目が加わっております。その他町長が必要と認めるものというのは、どのような方々を想定されているのか。ご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

これは選定する施設自体によって委員メンバーの構成を変えていこうというふうに考えております。ですから、その施設ごとによってそれぞれ専門性を有する方ということで、変わってまいります。その他ということで、一応その専門性を有する方で構成はしますが、役場職員は除くということで考えておりますので、それにかわる方がおられれば、その方が入ってくるということで構成を考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回、あの第5条の任期の中で今まで4年の任期が施設毎の選定委員会の、選定の公の施設によって、終了するというようになっております。それで今のご発言では、専門性のある者が当然残っているわけですよね。現条例の中で、それでその他町長が必要と認める者というのは、新たにどういう方がおられるのかなど。それで職員を削減されておりますけれども、職員というのは、その施設に大変詳しいわけですよね。だから、その他町長が必要と認める者というものの中に、全く職員が入らないのか。今の答弁では、行政職員を除くということが明言されておりましたけれども、その他の中に加わる要素がないのかどうか。それを1点、最後にお問い合わせいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西新吾君

あくまでも行政職員は除くということで委員構成を考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

益田議員。

○議員 11番 益田 美恵子君

今の内海議員のことと関連しますが、やはり、公の施設におきましては、今まで担当課がよく把握をされてるわけですね。だから、まず、全部その課長クラスをのかすというのは、ちょっと私も疑問点があるわけですが、ただいまそのような答弁がっておりますけれども、それで他の方を入れて審議をしていくということで、大丈夫かなという懸念もありますけれども、その点についてはどうでしょうか。詳しいのはやっぱり、そこの今まで担当していた課長さんが詳しいわけですね。だから、その点がちょっと気になりますので、お願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西新吾君

担当、事務局は企画政策課で行いますが、事務局と一緒に担当課も入って審議をしていきます。またその指定管理者選定委員会の前に、検討会というのがございまして、この検討会でいろいろな内容を詰めていきます。その検討会のメンバーは役場の職員で構成されています。以上ござい

います。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第41号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回、町道認定、路線認定ということで、条例提案されております。それで、これにつきましては、中ノ浜と浜口・高浜線ですか。現在の495号線を町道認定するというございですが、既にこの振りかえとして考えられますのが、役場横の町道、それから、緑ヶ丘の警察前のあの町道になろうと思っておりますけれども、これが今回上がっておりませんが、この時期といえますか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

この認定の時期ですかね。

まず、この町道認定につきましてはですね、3月31日に道路移管の協定を締結いたしております。現在、移管予定路線の整備事項につきまして、こちらのほうから要望いたしまして、回答いただいております。整備をやるという回答をいただいておりますので、それで、路線の認定を行うようにしております。それで、今回路線認定行いましてですね、その時点で路線認定がされますと、国道495号と町道が重複路線という事になります。その重複した路線、そのときまでは福岡県が管理を行うこととなっております。それで、県のほうが整備を完了した事を芦屋町が確認したところで、県のほうが最終的に国道495号の区域変更されまして、県道から外されます。国道495号から外されます。それで、正式に町道だけの路線となりますので、その時点で町が管理するようになります。それで、役場の前と、それと、町営住宅前の路線につきましては、

その時点であわせて、町から路線を外して、国道495号として認定されますので、その時期が正式に、認定はされますけど、国道495号から町道に認定されるのは、その時点でございます。

国道495号は、もう今回路線認定が承認がされますと、町道としては路線認定することになって、国道495号と重複した路線となります。時期につきましては、そういったことで、一部国道495号につきましては、重複した期間がございますけれども、正式に国道495号から外れますと、町道みの路線となります。時期につきましては、県のほうが整備をする時期が、なるべく早急にということをお願いしておりますので、わかりませんが、一応そういった形で路線認定がされているということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

それと、今回、今現在の町道を495号線の国道に振りかえた場合に、町住の前の道路とそれから役場の前の道路、当然街路樹がございますよね、歩道に。それも全て県の維持管理になるということよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

道路に附属した街路樹、それから、その他の道路標識とかですね、含めまして、全て移管されるようになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

町長の提案理由の中に、平成26年度に移管予定の国道495号の一部路線ということで、今回一部という言葉が使われております。その他と考えられますのが、山鹿のほうですかね。大変入り組んだところが現在まだ残っておりますが、山鹿のほうの振りかえの時期といたしますか、これについて今回議案として上程されておられませんけれども、この時期についてもよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

山鹿の路線につきましては、ちょうどセブンイレブンから若松のゴルフ場に抜けます、水巻・芦屋線がございます。これは、建設当時、起債関係を借りて整備したわけでございますが、平成28年度で起債の償還が終わるようになっております。その時期に合わせまして、平成29年度以降に移管を考えておりますので、その前までに整備箇所を県のほうに要望いたしまして、路線が移管されていくというような形になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第42号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

予算書の9ページをお願いします。2款1項7目の報償費。ここで、メガソーラー設置運営事業予定者選定検討会委員ということで、表現されておりますが、この委員の定数、選定基準についてお尋ねします。

それから、もう1点、15ページ、9款消防費1項1目の13の委託料。業務委託料の中で、大規模災害対応の改修業務ということで、表現されておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

9ページのメガソーラー設置運営事業予定者選定検討会委員とその報酬費と旅費についてでございますが、検討会の委員は5名以内ということで、予算上は5名で計上させていただいております。また、委員につきましては、先ほどの指定管理者と同じく、学識経験者、及びその他町長が適当と認める者ということで、公認会計士、また、エネルギーや環境の専門家などを含む構成を予定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

15ページの改修業務内容ということでございますが、大規模災害対応の改修業務委託につきましては、大雨に関する特別警報や大津波警報などに対して、消防庁がジェイアラートでの特別警報伝聞というのを、平成26年4月から配信を開始されたと。これにあわせて、防災行政無線で受信できるように、自動起動装置プログラム改修を行うものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。一般会計の中で、12ページ、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、15節工事請負費の中で、狩尾池改修工事の内容が計上されています。その概要と今回補正を上げた理由をお願いしたいと思います。

もう一点が、16ページ、10款の教育費、3項の中学校費、1項の学校管理費、13節の委託料に設計委託料が計上されておりますので、その概要と補正計上する理由をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

12ページの工事請負費、狩尾池改修工事についてご説明させていただきます。これにつきましては、当初予算で科目保存として計上しておりました。工事予算金額が固まりましたので、今回補正予算を計上するものとなります。工事内容としましては、狩尾池の護岸、侵食が激しいためそれに対する対応策という形の中で、基本的に二期工事で工事をするという形で、今回一期工事を上げさせていただいております。

工事内容としましては、侵食されたところの部分の埋め戻し、それと侵食されている部分のブロックの積み工法を行うような形にしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

中学校費の芦屋中学校監視カメラ設置工事の設計委託でございます。これにつきましては、小中学校のですね、防犯カメラを敷地内に4台程度設置し、モニターで監視するというものでございます。これは中学校だけでなく、小学校も考えております。目的としましては、学校内における事件の未然防止、それから犯罪の防止を目的としたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

いわゆる防犯カメラということですね、安心、安全ないわゆる学校をつくろうといった考え方はわかるわけですが、これがある意味ですね、ひとつの死角等に入ってまいりますと、また更にという問題が、設置しているけどもという問題があります。これ、町長自身がですね、やはり日本一の教育を目指すんだといったところで、一面ではですね、やはりこういった安心・安全というのも大事かと思うんですけども、ご存知のように今あの環境というのは大きく変わってきております。例えばあの、……

○議長 横尾 武志君

刀根議員、刀根議員。質疑を行ってください。

○議員 3番 刀根 正幸君

ちょっと余談、横にそれですけども……。

○議長 横尾 武志君

いや、それちゃいけません。

○議員 3番 刀根 正幸君

はい、わかりました。次回出させていただきます。

○議長 横尾 武志君

ほかにもございますか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

11ページですね、民生費の2目、老人福祉総務費の補正額414万8,000円の件でございますが、これの説明の中では地域福祉人材養成事業実施委託とあります。この概要を教えてくださいたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町には高齢者支援等を行う福祉ボランティア団体連絡協議会、芦屋町手をつなぐリボンの会がございます。これらの団体からは新規会員の加入が進まない。それから、会員の高齢化、それから、次期リーダーの確保が難しい等の課題が出されております。また、地域福祉の推進、介護保険法の改正等を見据えますと、地域で活躍していただくボランティアの方は今以上に必要になってきます。このようなことから、芦屋町地域福祉計画においても地域福祉の担い手を育てよ

うという基本目標を掲げて取り組んでいることとしております。

そこで、これらの解決のため、ボランティアや協働等に実績のある団体等に委託し、芦屋町において既存ボランティアの支援、それから、新たなボランティアの発掘、要請等の事業を行うものが概要です。なお、実施に当たり県補助である緊急雇用創出事業を活用することになり、町の一般財源は要しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ただいまの説明では、地域の町内の様々なボランティア団体の方々の中から、地域福祉を担うリーダー的な方々の育成のためにこの雇用臨時特例の助成金を活用して取り組むということでございます。これは、とりあえず26年度スタートでしようけど、毎年これをしていくという事ですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県補助は26年度限りでございます。26年度の実績により、27年度以降の実施方針を定めようということで、現在しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

12ページの林業振興費。これで消耗品が120万円と計上されています。消耗品、これ何か買うのでしょうか。何なののでしょうか。ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

消耗品費という形の中で121万円を上げさせていただいております。これにつきましては、松の苗を買うという形の中で考えております。それと、それに関わる肥料関係を買うような形で考えています。この財源につきましては、歳入のほうで、雑収入という形の中で140万円ほど上げておりますが、これにつきましては、8ページになります。雑収入の収入を上げております。財源としましては、昨年度も補助をいただいたんですけど、緑化推進事業として「宝くじ松」

の助成事業という形の補助を受けて、それに伴いまして松の苗を購入し、ボランティアによって植樹をしていくというふうな形になります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。今言われました、宝くじ松。この宝くじ松というのは新種の松なんですか。ちょっとご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

宝くじ松という言い方がちょっとまずかったです。宝くじの原資を活用して植樹をするという形になります。一応考えているのが、松に関してはスーパー黒松を購入して植樹をしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

先ほど町長の説明の中で、江川台区へのコミュニティ助成事業助成金という提案がありましたけども、どういう事業をされるのか教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

9ページの2款1項7目企画費で19負担金補助及び交付金というのがございます。これが歳入でもございまして、その歳入で江川台区ではエアコン、ワイヤレススピーカー、液晶テレビ、ミーティングチェア等の整備に使用する計画ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

それは、そういうエアコンとかそういうふうなのは、どこにつけるということですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

公民館でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかによろしいですか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

16ページ、2の小学校費でございますが、15節の工事請負費の2,340万円。これを計上するにあたっての経緯、それと事業内容、それからこれが防災設備ということでございますけれど、一般財源のみの使用となっております。これは、国費の補助、あるいは県費の補助ができなかったのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

経緯でございますが、26年3月のですね、消防設備総合点検において、屋内消火栓設備、自動火災警報設備における不良箇所、それから、防火扉の作動における受信機に防火扉の信号がきていないことが確認されたことから、これらの不具合箇所の改修を行うものでございます。事業内容につきましても、先ほどの不良箇所ということで、消化ポンプ取りかえ、屋内消火栓の取りかえ、それから感知器の取りかえ、防火ドア関係の制御盤等の取りかえ等ということになっていきます。

国費の補助金の関係になりますが、これがわかった時点がですね、今年の3月ということになりまして、緊急に子供たちの安全を確保する上において、このような整備を早急にしないといけないということの中でですね、補助金なら本来前年度からずっと動いて国に要望していくわけなんですけど、緊急でありまして、その後については一般財源ということになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第43号についての質疑を許します。

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

病院会計の補正予算の6ページに、先ほど町長の説明にもありましたが、機械及び備品購入費993万5,000円。医療機械及び備品ということで、増額するということの説明がありまし

た。この町立中央病院の地方独立法人化に向けたシステムということで、備品を購入されて、この資本的支出になるわけでしょうけれど、これまでにこの資本的支出のほかに、ほかの費用ですね、いわゆるこの独立行政法人化に向けた今までの支出額がどれくらいあるのか。また、これが完了するためには、まだ一、二年あるかと思うんですが、それ今後もですね、こういうシステム化のためのさまざまな資本的支出ないしはそれ以外の費用が今後とも、今後また見込まれるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。その9百なにかの質疑をされとるんですか。じゃ、ないでしょ。ほかの事を聞かれてるわけ。前段のいくらかかったかとか、それは担当委員会で審議していただきます。それでよろしいですね。

○議員 4番 妹川 征男君

もし、答えていただけるなら。

○議長 横尾 武志君

答えられん。質疑だから。質疑をせないかん。いいですか。それでよろしいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、あの補正前は1,056万6,000円のものであったのがまあ補正として追加された、つまり医療機器及び備品がその約倍ではありませんが、1,100万になったということでございますか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

資本的支出の改良費につきましては、金額につきましては、医療機器等の年度計画に基づいた中で金額が入っております。今回の臨時給与システムに関しましては地方独立行政法人化に向けた準備のために機器を購入したいということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ当初予算は約1,000万円だったのが、補正額として900万を増額したと。よって医療器械及び備品は1,100万になったということでいいんですか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

すいません。ちょっともう一度、よく趣旨が。お願いいたします。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、あの1,000万円の予算を組んでいたけれども、993万5,000円が増額されたということは、やはり見積額が、見積額がそれだけ少なかったんだと、当初予算ですね。そういうことで考えていいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

ちょっと、違う話。ちょっと答えて。病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

見積額が少なかったというわけではございません。地方独立行政法人化の方針が決定された中で、3月の議会において定款が議決されました。それによって、議決されたことによって本格的に独立行政法人化の準備を進めるという事で、追加で予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

補正で金額を上げておりますから。妹川議員が言いよるのとは別。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

金額を間違えて妹川議員おっしゃられておりますので、確認いたします。補正前の額が1億円です。1億56万6,000円です。900万の補正をして1億1,000万に増額をしたと。そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

はい。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、承認第1号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

承認第1号について、質疑をいたします。まずこれは、軽自動車税の引き上げを行うというものですが、この軽自動車税の引き上げに伴う税金の見込みはどのくらいになるのか。まず、それについて伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

軽自動車税の引き上げについて、上げておりますが、申し訳ありません。まだ試算は行なっておりません。バイク等の引き上げもありますし、軽自動車に関しましては既存の車は税額が上がリません。新規購入の車に関しては新しい税額が28年度から適用という形になります。27年度につきましては4月1日の課税ですので27年度に新規購入の分ということで、その新規購入の分がどれくらいあるのかということも試算しなければならないということで、具体的な数字は、申し訳ありません、今のところ計算しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

分かりました。それではね、この自動車税の引き上げというのは、軽自動車税の引き上げというのは一つは今度の税制改正の中で、自動車取得税が消費税10%への引き上げ時に廃止するという、こういったことが決まった中で、これによって地方への財源がなくなるという、そういったところの振りかえで、軽自動車への増税というのが出てきたわけだと思いますけど、そういった点では、この自動車取得税の廃止が軽自動車税の引き上げになったのか。そういったところの認識はどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

軽自動車税の引き上げにつきましては、町のほうで検討とかいう課題ではありませんので、国のほうでそういった形で、全国的なもので上がっておりますので、そういった認識でしか確認できておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは国会で、決められたことなのでなかなか答弁をしにくいでしょうが、それではですね、第16条の問題です。第16条の中ではちょっと文書を読みますと、その14年を経過した軽自動車ではですね、さらに増税されるのではないかというふうに受け取られるんですが、この16条の中のそういった点についての説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

この16条につきましては、今普通自動車に適用されていますような、重課という形で軽自動車も同じように、軽自動車につきましては13年を経過した次の年から、14年目から重課ということで税額が一覧表にありますように、上がるというふうなことで今回改正しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、承認第3号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

24ページの専決処分書ですね。給食費支払請求に係る訴えの提起で、給食費の滞納者が4名ほど公にさらされて、ちょっとむごいとか感想を持っておりますが、5の事件内容にかかれてあります、再三の納付指導を行ってきたとあります。どのような指導を行ってきたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本正美君

滞納者につきましてはここに上げている4人以外にも同じような対応をしているわけなんですが、督促状を送ったりですね、電話連絡、通常ほかの税務課とかと同じような形の処理をしておりました。今までずっとこのような処理をしてきたのですが、議会、それから監査の中でですね、もう一步踏み込んだ処理をしてくれということの中で、こういった支払い督促の関係をしてきたということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

あの、それぞれの事情があると思います。これが生活困窮のためなのか、それとも親の身勝手なのか。いわゆるあのモンスターと言われる方たちがいますが、この4名の方はどのような方た

ちなのでしょうか。おわかりなら教えてください。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この方たちの家庭状況というのはなかなか把握するのが難しいということで、今回裁判所を通じて督促を出すというこの支払い督促の制度を利用したわけなんですけど、その中で、こちらのほうがこういった今までの滞納金額一括で払って欲しいという申し立てをしております。3名の方につきましては既に和解をしております。これは家庭裁判所です、お互いの言い分を聞いた中で、こういった形の支払いをしようという形で終わっております。そして、残りの1名については家庭状況が難しいということの中で、3月17日に口頭弁論をやったんですが、そこではこういった支払いをするというようなことにはならずです、失礼しました、間違いました。5月13日の口頭弁論で和解ができずです、きょう昼から継続の口頭弁論をするという形の中で、ある程度の結論が出るんじゃないかなとなっております。なかなか家庭環境の状況がどうかというのはやはり、通常の督促、電話だけでは子供の病気、それから自分の病気、仕事の関係まで含めてまでです、話されないという部分もあります。それといくら督促、電話連絡してもです、相手にしない、一切役場のほうには、窓口には出てこないとかいう状況の中で、ある程度の踏み込みをしないといけないという判断です、こういった形を取ったということでございます。

○議長 横尾 武志君

ほかによろしいですか。

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、発議第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第38号から日程第18、請願第1号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

お疲れ様でした。

午前11時19分閉会
